破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２０７号
群馬県館林市新宿２丁目10番23号
債務者　青木　義則
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２０９号
群馬県館林市大街道１丁目15番10号　シャネル―102
債務者　兵藤　幸夫
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２１０号
群馬県館林市松原１丁目21番２号
債務者　馬場　政行
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第４２７号
函館市東川町６番２号
債務者　岡山　義道
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４４２号
函館市中島町４番７号
債務者　成田　英樹
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４６０号
函館市本通１丁目19番19号
債務者　白石　紀由
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４６２号
函館市双見町315番地
債務者　田中　廣子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４１８号
静岡県浜松市南区中田島町1566番地
債務者　堀田　金慈
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
静岡県浜松市西区入野町14116番地パレスかわぐち205号室
債務者　青木　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４８９号
静岡県浜松市南区東若林町887番地の１
債務者　太田　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３８６号
愛知県江南市東野町西神田39番地
債務者　石井　太朗
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産終結

平成１５年（フ）第２１号
北海道旭川市末広１条３丁目１番26号
破産者　株式会社重鉱
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認した。
平成21年９月24日　　旭川地方裁判所民事部

平成１５年（フ）第２３８号
北海道旭川市永山４条３丁目２番９号
破産者　藤原　義春
1　決定年月日　平成21年９月24日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認した。
平成21年９月24日　　旭川地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２０年（フ）第６９号
島根県邑智郡邑南町阿須那1375番地
破産者　種　　克也
1　決定年月日　平成21年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第２３４号
愛知県大府市北崎町井田106番地の17
破産者　トップ精工株式会社
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４８３号
大津市湖青１丁目１番20号
破産者　株式会社新世
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６１号
富山県高岡市宝町11―６　セジュール宝Ｂ102、破産手続開始決定時の住所山形県寒河江市元町２―７―２グリーンハイツキムラ201号
破産者　坂根久美子
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２０年（フ）第２４８号
佐賀県西松浦郡有田町赤絵町１丁目２番５号
破産者　有限会社金ヶ江商店
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所武雄支部